



内閣府

令和8年6月8日  
内閣府公益法人行政担当室

## 公益財団法人日本サイクリング協会の公益認定取消しについて

令和8年5月11日に、公益財団法人日本サイクリング協会（以下「協会」という。）から行政庁（内閣総理大臣）に対し、公益認定取消しの申請がありました。

これを受け、行政庁は、本日付けで、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第29条第1項第4号の規定に基づき、協会の公益認定を取り消しましたので、公表します。

※ 協会は、本取消しにより、一般財団法人となります。

### 【これまでの経緯】

- |            |  |
|------------|--|
| 令和7年12月24日 | 協会の経理的基礎について不適正な状況（実質的な債務超過状態）が認められたことから、行政庁から協会に対して、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎の早急な回復・確立を求める勧告を実施 |
| 令和8年3月31日  | 勧告の対応期限（同日までに協会から勧告に係る措置状況報告書は提出されず）   |
| 同年 5月11日   | 協会から行政庁に対して公益認定の取消申請   |
| 同年 6月8日    | 上記申請を受けて行政庁が協会の公益認定の取消処分を実施  |

### 【参照条文】

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）  
（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一～三 （略）

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2～7 （略）

### 【本件問合せ先】

内閣府公益法人行政担当室

森田、倉田

TEL：5403-9538（直通）